

第9回 まちづくり常任委員会会議録

令和元年10月2日(水)
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調査事項
研修視察に関わる幌延町農業振興について
 - ① J A幌延町地域農業振興計画について
(説明員 J A幌延町 阿部参事)
 - ② 農業振興地域整備計画と農業経営基盤強化促進基本構想について
(説明員 産業振興課 新野農政係長)
- 3 閉会宣告(14時30分)

○出席委員(6名)

委員長	2番	斎賀弘孝
委員	1番	富樫直敏
委員	3番	植村敦
委員	4番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○欠席委員(2名)

副委員長	6番	吉原哲男
委員	5番	岡本則夫

○出席説明員

幌延町農協参事	阿部幸二
産業振興課農政係長	新野貞治

○議会事務局出席者

事務局 長	植村美佐子
主 事	満保希来

齋賀委員長

ただいまより、第9回のまちづくり常任委員会を行います。

本日の調査事項は、研修視察に関わる幌延町の農業振興について、午前中に農協からこの春の総会で可決されましたJA幌延町の地域農業振興計画についての説明をいただき、意見交換をしたいと思います。午後からは町のほうの農業基本計画等の説明をいただいて、また意見交換をして、視察に行く前のいろいろな見聞をちょっと、地元の農業の様子を知って、それから研修に参加してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は、幌延町農協の参事さん、お忙しいところありがとうございます。

それでは、さっそく委員会を開催したいと思います。

本日、委員は、吉原委員と岡本委員欠席ですが、ほか全員出席で行いたいと思います。

それでは、幌延町農協の阿部参事さんのほうから、幌延町地域農業振興計画についての説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

幌延町農協 阿部参事

皆さん、おはようございます。

日頃、皆さん方には本組合の事業にご協力賜り、大変ありがとうございます。本来であれば、組合長が来て感謝申し上げるところだと思いますが、欠席であることを皆様にお詫びしておきます。

それでは、今回は10月に議員研修されるということで、うちの農協の地域振興計画どうなっているのよ、という説明をしてくれというご依頼がございましたので、説明させていただきます。

それで、これから説明するんですけど、説明のポイントとしましては3つに分けて、ちょっと変則的なんですけども、させていただきたいと。まず、これを作るのに、組合員にアンケート調査しました。それで、組合員がどう考えているのかというのが、まず1番目に説明します。そして2番目には農業、それから農協を取り巻く環境が今どうなっているのかという、この1番、2番の後にですね、それらを踏まえて地域農業振興計画をどうたてたんだと、どういう基本方針でいこうとやっているんだろうということを、この3点について説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元に資料配っておりますが、普通は最初からやるんですけど、ちょっと後ろからやらせてください。ページは11ページをお開きください。

今言ったアンケート調査、組合員に対してアンケート調査とったんですけども、11ページに載っておりますが、今年の1月11日から23日まで、アンケート調査をさせていただきました。調査件数については、全部で85戸。全部回収できなかったんですけど、約8割の方から回収をしたと。その集計が、今ここに、なっております。

個別にいけますけれども、12ページ見てください。設問1で労働人員となっておりますが、組合員がどのような労働力で経営を行っているのかという目線でみてます。皆さんは棒の表を見ていってください。1番多いのがですね、経営者とその家族ということで、家族経営60戸となってダントツです。その他には、雇用をしている方も13戸おられます。経営者のみの方も12戸というような状況です。

それから設問2の後継者、1番大切な後継者いるのかどうなんだという部分ですが、これも1番上が未定というのが41戸、まあ分からないと、予定がたっていないとかいろいろあると思いますが、1番多いのが未定なんですけども、次に多いのが既に就農というのが21戸。就農予定、これから後継者としてやるぞという予定がたっている人が3戸というような、ちょっと少ないんですけども、このような状況になってます。

続いて13ページに入っていきますが、3番、飼養頭数、それと現在の飼養頭数と書いてますが、要するに現在の建物の中にまだ入れる頭数、余裕あるかというような目線で見ていただけるとありがたいのかなと思います。上の表でいきますと可能頭数は7,933頭、約8,000頭弱ですか。で、現頭数、実際に飼育しているという部分でいきますと7,400ですから、400から500ぐらいはまだ建物には、入れる気になれば余裕あるぞという結果だと思ってます。

その下、4番になりますけど、家畜の飼養状況ということで、飼養状況なんですけど1番多かったのが施設に見合った飼養頭数であると答えた人が1番多かったです。24戸。その次が施設にまだ余裕あるぞ、というふうにお答えいただいたのが18戸という結果になってます。

14ページに入っていきますが、設問5番ですね、農地の面積の関係ですけども、円グラフ見ますとどのように使われてるのかっていう形ですけども、草地の面積は6,979.2haと。これをどう使っているのかといいますと、円グラフの所見いただきますと、6,494、1番大きい所ですけど採草地、これが93%で、その上のほうに放牧地とありますが342ha、これが全体の5%が放牧地と。1番真ん中にデントコーン畑ということで、ここでは117haということで1.7%ぐらいの利用で、こういう構成割合で使っているんだという中身です。

設問6、粗飼料の過不足ということで、牛に食べさせる餌が足りているのかと。どのくらい充足しているんだということで見ますと、飼養頭数に見合っているというのが1番で31戸あります。余剰があるということで、31戸と28戸を足しますと、約7割強の方々には余裕あるぞということだと思えます。その他、不足していると言われた方については5戸あるんですけど、6%ほどになっています。

続いて、ページをめくってください。15ページになりますけど、酪農経営における問題点ということで、ここでは組合員さんにとっての課題ですね、どんな課題があるかということ、組合員がどう感じているかというのを表しています。棒グラフを見させていただきますと、1番飛び抜けているのが1番下の労働力不足というのが27戸、労働力不足がナンバー1に感じていることです。2番目、上から3番目に畜舎の老朽化。建物もかなり古くなって、我慢して使っていると思っている方が結構いますと。26戸です。あと並んでいるのが3番、4番でいいますと農業機械の更新が19戸ですね、それと同数で良質飼料の確保というのも気になる課題の部分なんだっていうことで答えていただいております。

16ページにいまして設問8ですね。8は、目標年度を、この計画というのは5年後どうなのかという目線でやってますので、組合員が目標年度5年後の労働人員、要するに労働力の確保を組合員がどういうふうに思っているのかということで、まず1番始めに出てくるのが、現状維持っていうのがすごく多くて、棒グラフ見てダントツですが、そのまま良いというふうに思っている方が45戸。それから2番目に多いのが、家族労働と雇用の拡大はしたいということで10戸になっています。

その下になりますけども、これも5年後の話なんですけど、生産規模ということで、大きくしたいのかどうなんだという部分なんですけど、ここでもやっぱり現状維持というのがダントツで38戸。1番下になりますけども38戸あります。規模拡大はの上になりますけど20戸ということで、この方々が現状維持、規模拡大を望んでいると。これが1番多いんですけど、ちょっと気になる部分もあるんですけど、1番下の経営中止というのも5年後には見据えている方も、ここでは7戸あるんだという、厳しい状況にあります。

続いて17ページお聞きください。ここはですね、今後組合員が5年後の牛乳を、伸ばそうとしているのかどうなのかと、生産規模をどうします、という問いかけです。で、1番また多いのが現状維持と。で、みんながどれくらい搾れるのかっていうのを、数字的に出してもらいました。その合算だと思ってください。それで、現状維持というのが1番多かったんですけども、19,000トンぐらいの数字になります。規模拡大を目指していますという数字を足していくと15,000トン、それから縮小せざるを得ないという乳量足しますと1,350トンと。全部で、組合員の意向を全部数字で表すと、36,665トンというのが、現状で考えてこのぐらいならいけるんじゃないのかということになっています。この数字って、後で出てきますので、ちょっと記憶に留めておいてください。

続いて問10、今後5年後の飼養管理施設、牛舎だとか入れ物の関係ですね、これもどう考えているのかといいますと、1番多いのがやはり現状維持の46戸とダントツです。新築により増頭、それから増築して増やしたいということで考えているのが6戸と4戸で10戸ということで、約11%ぐらいでしょうか、新規でどんと建てたいという人と、少し建物を今のあるやつから増やしたいというふうに考えている人が、これぐらいの数字になっています。

18ページまいりますね。上のほうですけども、今後の投資計画。どこにお金をかけたいのかと、どういうふうに思っているかということなんです。細かいんでちょっと見づらんですけど、棒グラフを見ますと1番飛び抜けているところ、3つ出てますね。上から見ますと基盤整備、やはり粗飼料の確保というのは命であると、良い草採っていっぱい出そうということで基盤整備の関係が18戸。それから多いのが飼養管理施設、入れ物ですね。牛舎とかそういうのにお金かけたいと。それから、現実的ですけども農作業機械も18戸あります。続いてちょっと下がっているのが1番下の、搾乳機械もかなり古くなってきている、老朽化しているという現状には間違いなくあると思いますので、こういう形で、投資についてはこのようなことが気になっているということです。

ページをまためくってください。19ページ、設問12ということで、組合員が農協、まあいろんな所ですけども、どんな支援を期待しているのかというのがこの表になっています。1番組合員が求めているものというのは何かといいますと、アンケートですけども1番下、酪農ヘルパー事業の拡充ということが41戸、半数近くが拡充を願っているというのが現状です。それから下から2番目に、コントラクター事業の拡大も23戸あります。上から2番目には、新規就農の育成と確保というのが24戸でございます。やはり、高齢化にもなっておりますし、労働力不足というのが皆さんも感じているというところで、やっぱりヘルパー事業の拡充だとかコントラ事業に頼りたいだとかという思いが、多分あるんだろうなというふうには思っていますし、今後どんどん少なくなってきたらどうするんだということであれば、

やっぱり新規就農も入れていかなきゃ駄目だよという思いが、多分24戸に表れているのかなって勝手に思っておりますけども。

その下、設問13。地域農業の求める酪農振興策ということで、ここでは1番多かったのが、1番下になりますけども複数戸の協業による集団法人の設立だとかっていうのが重要であるということで24戸、これが1番多かったです。上から3番目に、雇用派遣組織等の設立ということで、やはりこれは労働力の確保ということになろうと思います。で、22戸です。その次に育成牛の通年預託事業の設立と。これもやっぱり家族労働だけではなかなか難しいんで、外に出して預託したいという思いなのかなということ、これが多い3つになっています。

以上、このようなアンケート調査をさせていただきました。で、組合員はこのように思っていますということで、次に1番最初のほうに戻ってきまして、先ほど言いました2番目の農業を取り巻く環境と幌延町農協の現状。組合、どのような形になっているのかと。皆さん多分ご存じだと思うんですけども、一応説明させていただきます。

2ページお開きください。はじめに、というところは飛ばします。2ページ、農業・農村をめぐる情勢ということで、まず1番最初に社会的背景ってどうなっているのかと。よく新聞等にも出てきますけども、農業分野でTPPだとかEUだとかEPTだとか、また、今新聞でも騒いでますけども米国との2国間交渉の絡みということで、国際的な要素でいろんな不安が、やっぱり組合員持っていると思っています。

そういった中で、我々もそうなんですけども、農村地域では過疎化や高齢化、または混在化の進展により、まず集落機能が低下している。ここだけじゃなくて、全国的にもそうなのかなというような状況になっていると。地域資源の保全、それから承継等が大変困難になっております。で、ちょっと下がって、また、というところなんですけども、近年は局地的な豪雨災害、地震災害、去年ブラックアウトもありましたけども、いろんなことも起きてくるという中で、農家による防災対応や災害の共同体制が脆弱化し、地域防災力が低下している。このため、ハード、ソフト両面から、農業災害の防止と安全安心なまちづくりが求められている、ということでもまとめています。

2番目、今度は幌延町の農業の現状ということで、乳牛の飼養頭数の関係はやっぱり減少傾向にあるんだと。これをどうにかしたいなということで、雌雄判別精液の導入、それから畜産クラスター事業、または後継者確保の取り組みにより、実は後継牛は増加傾向に、全体的な頭数はちょっと減っているんですけども、個々でみた場合に後継牛だとかというのは増加傾向にあると。これもやはり、町で決めていただいた増産対策、あれもかなり効いているというふうに私は思っています。

それから生乳生産量の関係ですけども、経営者の高齢化や後継者不在とよく出てきますけども、農家戸数の減少が絶えないことから、減少傾向にあるというのは否めないということです。その下になりますけども乳代単価とか、今とても高くていい時期なんですけども、購入飼料の増加や、肥料や燃油の高騰、畜舎及び酪農機械の老朽化による修繕費、または投資額が増加になっておりまして、生産費の増加、費用が掛かるということが見受けられると。

また、高齢化、少子化等により家族労働、先ほども出ましたが労働力不足の関係。コントラ事業の活用や育成預託、それから外部化による労働力分散が見受けられると。後継者を含む担い手不足が深刻な課題になっているんだ、ということが書いてあります。

じゃあ、組合員の推移は、増えているのか減っているのかと。これは農協の経営基盤にもなりますから、ここの部分にいきますと正組合員といわれる方々につきましては減少傾向、次に表出てきますけども、組合員の戸数も減ってきているという中で、やはり新規就農や法人の参入など、正組合員の維持というのも農協経営守る1つなので、これも減らしていくと農協も縮小していくということが連動されると思っておりますので、これの維持というのはすごく大切なことです。

続いて3ページ入っていきますが、今度は表出てますね。ここに何を書いているかということ、准組合員の関係もありまして、3,000円すると町の人も、うちに出資してくださいって、准組合員になれるんですけども、一般の町民もですね、うちの農協いろんな部署ありましていろいろ、スタンドだとか資材だとか整備工場とかということで、組合員だけではなく一般の皆様方にもご利用いただいているということで、農協経営を行うためにはですね、やっぱり准組合員の理解、またご利用というのも、経営を継続していくためには必要不可欠というものだと思っています。それで、組合員減ったのか准組合員減ったのかということで、25年から29年までということで、大まかにいきますと正組合員は平成25年には226あったのが平成29年、1番右側ですけども213、13減っていると。じゃあ准組合員はといいますと、計のところ見てください。25年度は568、29年は553ですから、准組合員は今までちょっと増加傾向にあったんですけども、これもだんだん減ってきているというのが今の現状です。正組合員の戸数についても、25年では115戸あったんですが、29年では108、現在、今年の2月末は107戸ということで、1戸また減りました。このような状況になっています。

(2)番、農業者の年齢、どういう年齢の方が多いのかといいますと、大体みなさん予測していると思うんですけど、55歳から65歳までということで、20人、23人、11人と。これ全部合算すると、65%、7割弱の人がもう皆さん55歳以上の経営者で今やっているんだという状況になっています。ちなみにうちの農協の経営者の平均は、55.9歳という中身になっています。

4ページに入っていきますと、(3)番、経営面積。どのくらいの位置にうちの農協の農家あるのかと、1戸平均出しています。ここではですね、1戸当たり79.7、面積の総数ありまして、85戸で単純に割り返したらどのくらいになっているのかというものです。そうすると1戸当たり79.7ですから80町くらい、平均で持っている。かなり大きな面積を抱えているというのがわかるかと思います。そして指標なんですけど1番右側、1頭当たりの面積は、1頭につき1.5haですから、上にちょっと出ていますが、全道の平均でどのくらいなのかといいますと0.9ですから、倍までいきませんがうちの組合はかなり多くの面積を持っているということが分かります。

4番、生乳生産状況ということでここは牛乳の生産、トータルですね、これ本所と支所地区に分けてそれぞれ示しています。平成30年では、本所地区17,000、支所も17,000、半々ぐらいになりますよということで、全体では35,283トン。これを組合員戸数で割りますと、1戸平均519トンという平均になっています。それから出荷乳量別戸数分布ということで、ここはそれぞれ自分の家で牛乳搾っているんだけど、それぞれ300トン以下だとか500トン搾っている人、または1,000トン以上搾っている人ということで、これを本所地区とそこの、搾っている量によって振り分けしてみたら、このようなことになっているということで、1番多

いのは 300トンから500トンということで、30戸が1番構成率が高いということで、1,000トン以上超えている所も合計でいきますと2戸あるよ、というような形です。

続いて5ページのほうに入っていきますが、ここでは1番上に階層割合という、先ほどの表を円グラフにした部分ですけども、ダントツ、先ほど言ったとおり301トンから500トンが44%占めています。ここ主力になっていますね、ということです。

(5)番、飼養頭数の推移ということで、組合員戸数が1番上に載っていますけども、これも5年間の推移なんですけども、79が68戸になっている、11戸減っていますよということがわかるかと思えます。それで、乳用牛の所、戸当たりとか書いているんですけども、平成25年からずっと右のほうにいきまして30年度では、前年が112頭だったのが30年度は増加傾向になってきているというのが、若干ですけども、これも町の支援のお蔭も、かなりバックアップしてもらっているなというふうに思っています。

次にですね、6ページ、7ページはちょっと説明割愛させていただきますけども、これなに載せたのかといいますと、階層別の経営成果ということで、I型、60頭未満のスタンションの平均ですね、平均値をここに表して、最終的に差引余剰だとか所得どのくらいあるのというのを表にしました。で、その横がII型っていいまして、60頭から80頭弱のフリーストールの経営体の平均を出したものです。続いて7ページはIII型となっておりますけども、80頭以上のフリーストールの経営形態、4戸で平均で出していますけども、こんなような数字になってますし、気になる1番右側なんですけども、新規就農って書いてますので、これは下沼の山口さんの話なんですけども、このような状態で今経営しておりますよということに乗せました。

ここまでが農業の状況と幌延町の酪農家の状況で、これらを踏まえまして、組合員のアンケート結果も踏まえて、じゃあうちの農協として地域農業の基本方針をどうやって立てたのかと、どう示したのかということが次から、最後になりますけども3番目の説明に入ります。

1番最初、生乳生産の取り組み。なんぼ目標にやるのかと、5年後を目指してどこを目標にやるのかということで、アンケート調査では36,665トンになってましたが、目標数量は、36,000トンを目指して頑張ろうということが書いてありますし、①、②、③ではそれぞれその為は何をするのかということで書いてあります。③には規模拡大意欲のある組合員に対しては、各種補助事業の活用により生産基盤を強化し、生乳の増産に努めます、ということも書いてます。

次に担い手の対策。これにつきましては、幌延町さんとタッグを組みまして、幌延町担い手育成センターというのを作っているわけなんですけども、これを核、窓口にした中で、協力して新規就農の積極的な受け入れを働きかけ、そういったものを確保していきますと。それから2番目としては、青年部、女性部の活動を通じて、農業後継者の育成と仲間づくりに貢献しますと。

3番になっていきますけど、自給飼料生産基盤の確立ということで、中山間の直接払制度などの取り組みにより草地更新、それから飼料基盤の向上による良質な飼料の生産に努めると。それから、幌延地区の農地防災関係、この実施によって排水不良等による機能低下の解消を図ると。それから3番目では、問寒別地区の関係ですけども、自給飼料率を高め安全安心な粗飼料の確保を目指すと。

4番目ではですね、農業所得の向上と。やっぱり農家が儲けてもらわないと元気になりませんので、所得をどうやって上げていくのということで、①性判別精液や受精卵移植技術により優良な後継牛を確保し、生乳生産及び個体販売の増加を目指していくと。それから2番目ではポジティブリスト制度の取り組みなどを踏まえて、牛舎環境の改善、それから搾乳機器点検等、乳質改善の継続的な実施により、損失乳になりますと結構安い単価になってしまいますので、それを改善することによって農家の所得も上げていけるのではないかとということにも目線をおいた中で、取り組んでまいりたいということが書いてあります。

続いて9ページ。経営の目指す姿ということで、もうちょっと細かく、どこを目指しているのかというのがあります。(1)良質乳の指標。良い乳を搾ろうねという話なんですけども、それぞれ乳脂肪率だとか無脂固形、生菌数、1番下に体細胞数というのが出てますが、29年度の実績がまず出ています。30万以下の割合は、今現在うちの農協は86.2%です。これを35年度までには100%にもっていきましようというのを示しています。(2)、生産指標ということで、これを見ると乳量がどんどん下がって来ているなというのが一目瞭然、分かるんですが、29年が1番下で、30年は若干上がりました。で、5年後までの目標は36,000トンに持っていきたいということです。1頭当たりの生乳生産乳量を上げることによって、それぞれの農家がちょっとずつ上げれば、全体的にも牛乳も増えるべということになりますと、やはり1頭当たりの乳量の生産を上げるということのは乳量増に直結で繋がるということで、1頭当たりは今現在7,85キログラムというのが1頭平均なんですけど、目標を8,000キログラムというようにもっていききたいという中身です。

それから10ページ、生乳出荷戸数ということで、出している組合員戸数も減っておりますので、30年68戸なんですけども、目標年、100戸くらいって書きたかったんですけども、いろんな現状もありますので控えめにはなってますが、63戸という値にしています。それから1番下になりますが、飼養頭数につきましても7,839、30年度の実績ですね。下のほうに経産牛だとか育成だとか乳用牛、それぞれ個別で載せておりますが、平成30年4,490頭に対して目標年は4,500頭、育成が3,500頭、乳用牛が8,000頭、ここまでもっていききたいというのがうちの示している地域振興計画の目指すべき姿ということで、これを地区懇談会で説明しまして皆さんにお配りしてご説明して、今回の総会で認められたという内容になっております。

皆さん見た時に、何か控えめだよなというふうに多分とられたかと思えますけども、組合員の減少というのは、もうかなり出て来るなというのは予想できる部分で、新規就農も考えているんですけども、この63戸というのもかなり厳しいというふうに、私は思っております。けども、厳しい厳しいだけでは駄目なので、何とか維持していかなければならないということで、このような数字にさせていただいております。

私の説明は終わりなんですけど、これから研修に行かれるということで、なんぼかでもお役にたてればという思いでご説明させていただきましたが、今後ともご支援のほどよろしくごお願い申しあげまして、私の拙い説明を終わります。

斎賀委員長

どうもありがとうございました。

では、委員の皆さんから何か、今参事に説明していただいた農業振興計画について尋ねたいことがありましたら、挙手をして、指名を受けてから発言してください。

植村委員

アンケートの中身でちょっとお聞きしたいんですけども、まず12ページの労働人員についてという中で、経営者のみという欄で12戸ありますけども、これは経営者のみというのは経営者1人でやっているということなのか、家族、夫婦でやっているということなのか。

(阿部参事：「夫婦でやっているということであれば、経営者とその家族なので、自分1人だよということですよ。」の声あり。)

それともう1つは後継者についての、未定という方で41戸。まだ子どもが小さいとか何とかということもあるんだろうと思いますけども、後継者になり得る子どもがいないという部分もこれあるのかなと思うんで、そこらへんはどのような形になっているのか、もし分かれば。

阿部参事

もう少し細かくアンケートすればよかったですよね。なので、このアンケートで見ますと、もう既に就農しているのは就農してますって書きますよね当然。そうすると、あと後継者、子ども小さいんだけど就農予定になる人もいるだろうというのが3戸。だからそれ以外なんですよね。もしかしたらまだ決まってないというのも、多分ここに入って来るでしょうし、子ども小さくてまだ、という人も当然入ってくるでしょうし、高校とか大学行っても就農予定決まっていなければ、多分未定のところに入っていくアンケート調査ですよ。そうすると当然、41戸と、その他の部分が全部そっちにいっちゃうんで。

今議員言われている詳しい中身の数字っていうのは、私今日掴んでおりませんので、あまり適当なこと言えないんで、そういうふうに理解していただければ。

植村委員

農地面積なんですけど、町内の農地面積、実際の面積っていうのが、この6,979.2haっていうのが対象農家の全面積になるのか、それとも町内にある農地面積を6,979.2haっていうことを言ってるのか、そのへん。

阿部参事

実際の話は、これ集計ですから各営農計画だとか、そういう部分から拾って合算した数字になっていると思います。それで、今議員言われてるのは、じゃあそこから抜け落ちていたり、カウントされていない部分もあるのか、幌延町全体なのかということかなど。結論からいうと掴んでないんですけど、今組合員で持っている、うちでおさえている数字の合算になっていると思います。ここは。

植村委員

俺も定かな数字つかんでないんであれですけども、農地面積というなかでは、まだ多いような気がしてるんですけども。だからこれは、アンケートの中での対象農家の数字をつかんで出したということに理解します。わかりました。

西澤委員

私もアンケートのことにに関してなんですけれども、最終ページ、19ページの今後求める酪農支援策についてで、新規就農者の育成・確保が24戸。これは複数回答だというふうに理解していますけれども、2番目に多いという数字で、現農家さんが今後求める酪農支援策について、新規就農者の育成・確保というふうに策を求めているというところは、どのように分析をされているのでしょうか。

阿部参事

ちょっと答えになるかどうか分かりませんが、このアンケート調査の24戸の意味なんですけども、取り方によっては新規就農育成・確保を、俺は入れてやるよという考え方と、もう1つは農協だとかそういうところで、取り組みとしては新規就農の育成・確保というのは重要なことなんだと手を挙げる人というのも、この24戸の中に入っているんだろうなと。だから重要であると、自分のところで受け入れる、受け入れないはちょっと置いておいて、やっぱり今後の取り組みとしてはそういう、育成・確保というのは重要であろうという中身に、多分なっているんだろうなと。だから、24戸が全部、育成・確保ということが大切だから、新規就農を例えば受け入れるだとかいうことには、多分ならないんだろうなと。

無量谷委員

アンケートの中で、今後の目標5年投資計画ということで、18ページなんですけど、やはりこの基盤整備が主力、或いは施設・機械というような形で目標に、計画してるんですけども、これらについて、農地防災は今かかりつつあるんですけど、この機械っていうのはかなり、毎年これ入れ替えしていかないと無理でないかなと。他の面積のところ見ても、北海道平均よりはかなり幌延が多いっていうような状況なんで、常にこれ、農業機械、これでいいよというわけにはいかないんでないかなと。常に入れ替えしなきゃならんかなという現れでないかなっていう感じしてるんですけど、今後、補助事業とかに機械とか施設の目標というか、計画があるのかなのか。

阿部参事

やっぱり農作業機械っていつも使うものですから、やっぱりみんな気になる部分だと思うんです。それで、更新は当然していかなきゃならないし、大型化してますので、貸付というのは当然必要であると。そこで、畜産クラスターの関係でリース事業も今どんどん入っておりますし、整備工場の売り上げも、実はそれで上がっている部分もあるんですが、そういったのもどんどん使っていただいて、またそれで不足する部分に関しては農協の応援資金だとかということで、農協としても支援していくという考え方ではいます。

で、目標、例えば5年後これだけ更新して、何件あって、何ぼの総額更新するのよっていう数字は出してません。

無量谷委員

全道的にも面積が幌延町は多いっていうような状況なんで、常に更新していかないと、これまた追いついていかないのかなという感じがするんですね。だから、農家に有利な資金、体力が必要でないかなという感じがするんですけど。そういう面で、よろしくお願ひしたいんですけど。

阿部参事

はい。出来る限りで。

無量谷委員

現状についてなんですけど、今農業災害ということで、ブラックアウトになった結果があります。そういう中で、一応今年度、発電機あるいは切り替え装置を全戸に、一応申し込みとった筈なんですけど、その実態は今年どうだったのかなって感じがするんだけど、数字的につかんでますか。

阿部参事

私の今の記憶で言います。気になっている部分は取り纏めして、いつ入るのよという話があったと思うんですが、協電舎通して2分の1の助成の事業、あれは全部で、私の今頭の中にあるのは40弱が、もう全て入っています。入って、8月末までには希望したやつは完了しています。まだ補助金のほうは入ってきますので、あと申請上げてお金が入ってくるというところまでは今きています。

で、すみません、その質問出ると予想してなかったもので、本当は農家にどれだけ入って、今どれだけ充足してるのかというのを喋れば良かったんですけども、すみません、持って来ていないんで。取り敢えず要望上がってきた分に関しての事業に乗っかっている部分については、終了しています。

無量谷委員

これに関して、40戸程の発電機の、購入されたということなんですけども、そうなるくと牛乳生産が正常に働いていうような形で、受け入れ工場が今度は受け入れ出来ないという現状があると思うんですよ。ですから、幌延工場があっても、全道的に日本海側の工場が、発電機を入れる予定が今のところ、完全実施の予定がたっていない状況なんで、そこらへんね、農協としてホクレンに対しての配乳権もある絡みでね、日本海側の災害の、工場の受け入れをどうにかならないのかなって感じがして、地元、幌延工場あるんで、そのへん強く農協としても言うべきでないかなという感じがするんですけども。

阿部参事

私にそれ言います？

分かりました。機会があったら組合長にお話しして、中央要請もございますので、その時に。で、取り敢えず、まだ決まってないですよ。ついてる所はオホーツク海側にあるというのと、発電機、新聞にも多分出てたと思うんですけど、計画があるよというような塩梅では、幌延の工場も名前入っていたんでなかったですか。違います？ 何か未定みたいな。

(無量谷委員「未定だ。」の声あり) ですよ。そこ頑張って、ちゃんとなるように言ってくれと。その機会がございましたらそのような形で要請してみたいなと思います。もう言ってると思うんですけど。組合長あたりは。

西澤委員

アンケート調査でも、酪農ヘルパー事業の拡充というところが1番多かった。41戸。今後の求める酪農支援策について多かったんですけども、これは酪農家さんの経営の基本ではないのかもしれませんが、今後どうしていくかというところの中では、要望の多いへ

ルパー事業の支援策に対しての、どうしていくかというような話が載ってはきていないんですが、そのへんはどのような考えだったんでしょうか。

阿部参事

今体制としては5名、去年まで4名だったんですけど。昔は8名から9名いたんです。なので、思いとしては、やはり8名ぐらいまではもってきたいと。で、現状としては、皆さんも多分ご苦労されていると思うんですけど、労働力が実際に来ない。入ってこない。なんぼ5万円の手当てつけようが、なかなか来ないというのが現状。そして、やっと今年1名増やすことが出来たというのが現状。思いとしては、やっぱり8名ぐらいで、なるべく多く皆さん休み取れるような形でやりたいというふうには、内部でも思っております。そのかわりお金はかかりますけどね、求めているものですから。

あとは、もう1個いま理事会等で議論してるのは、外国人労働者もひっくるめた中で、今後ヘルパー事業どうやっていくのかっていう議論を、今やっています。

西澤委員

どこの地域も、多分労働力不足というところで、外国人労働者という話が出てくると思うんですけども、今の現状、ヘルパーで外国人労働者を受け入れることが現実的に可能なのか、それとも農業学校みたいな所を出てこない駄目だとかいうような規制、酪農ヘルパーに関してもやっぱりそういう規制があって、なかなか難しいということなんじゃないでしょうか。

阿部参事

すぐこいや、っていう話は、そんな簡単なものではないというのがまず1点で、ちょっと私言い方間違ったと思うんですけど、今やろうとしてるのは外国人労働者ではなくて、実習をしてきた人を受け入れてやるというのを今進めています。そうすると、やっぱりいろんな縛りがありまして、管理会社だとか、入れた時に日本人と同等な待遇でなければいっばつやられるだとか、労働時間の管理だとかというのすごく厳しくて、はいどうぞというような簡単な話ではないというのがよくわかりました。それで、まだ決定ではないんですけど、その方向で今、どうやったら出来るのかという議論を一生懸命やっているところです。

無量谷委員

新規就農対策っていう形で、新規を入れるためには一応、1年以上の経験っていうか研修が必要なんですけども、その研修牧場って、前に研修牧場を農協が立ち上げるっていう計画があって、中止になってしまった経過があるんですけど、ある程度この研修するようなシステムをどう考えているのかな、農協として。

阿部参事

例えば道東のほうにいきましたら、当然研修牧場とかそういう施設持ってますよね。研修牧場があると、当然実習の人だとか新規就農にしても、そこに入れて学ばせる施設というのは、大切なものだというふうには私自身も思っています。で、今それを建てるのかっていう議論までは行ってません。どこか、町で建てていただけませんか。

無量谷委員

完全に建てるまでいかないにしても、ある程度農家の、優良な農家の、委託先みたいな形で研修させるという方法も、安い方法で出来るのかなっていう感じがするし、あるいは今の年齢構成見ても55歳以上が52%以上の形になっているんですけど、いつ突然、農業をリタ

イアする可能性が出てくると思うんですよね。ですから、ある程度予備軍みたいな新規就農を常に抱えるような形の施策が、農協として必要でないのかなという感じがするんです。ですから、ある程度、牧場までつukれないなら、預託っていったらちょっとおかしいですが、農家をお願いするっていうような形で実習させるというような形の、研修させるっていうような形の施策出来ないのかなっていう感じがするんですけど。

植村委員

今日はこのアンケートに関する説明を求めているので、要望をいろいろあげて参事どうななだっていわれても、参事としても回答に困るんで。責任ある、議事録とられている会議なんで、出来るだけそういった要望等々は控えるように、このアンケートの中身に関しての質問だけに絞って委員長、進めてください。

斎賀委員長

分かりました。アンケートの中身について、もうちょっとわかる範囲で知りたい質問、意見ありませんか。

高橋委員

生産量が目標36,000トンってなってるんですけど、16ページの今後5年の生産規模という所で、現状維持っていうのが44.7%、拡大っていうのが23.5%で、そのほか縮小と経営転換と経営中止、これを合わせると約16%ぐらいになって、拡大の23.5と16引くと7、8%の差しか増えないっていうか、拡大するっていうほうに増えていかないんですけど、この36,000トンってその8%ぐらいの数値でこの36,000トンっていうのは維持できないんでないかなと思うんですけど。

そういう場合に法人化とかいろんなもの、要するにそういう問題が出てきた場合に、離農を防いで乳量を確保するには法人化していくのが大事でないかなと思うんですけど、農協としてその法人化というの、周りの町村はけっこう法人化進めているんですけど、幌延農協自体はあまりそういう話出てこないんですけど。そのへん、法人化に対する農協の考え方っていうのはどうなんですか。

阿部参事

まず、36,000トンがどうなんだという部分、現状維持で考えた時に、いろんなあれは出していますけどね。1頭当たりの、あれだとかそういうこと出していますけど、実際にはきつい部分だろうと思ってます。本当のところ今日言いますけど、控えめに見えますよね。今、農場、向こうの農場の話なんですけど、それも売却した中で今後5年間の計画立てるっていう形で考えていたんですけども、法人の話ですけどね、それらもひっくるめていくと、もう少し良い、進むべき乳量だとかっていうのは多く見込めたんですけど、それが今上手くいってないといった部分で、現状維持での部分でしか今示せてないというのが、この中身になっています。

それで、今議長の言われた農協の法人に対してどうなんだという部分ですね、個人だけじゃなくて、集まった中で法人立ち上げてやらないと、維持できないんじゃないかというご心配だと思います。それにつきましては、私個人で言うわけにはいかないんですけども、一応地区懇談会等でも、理事会の中で揉んで、今後の法人化どう進めていくのか、新規就農どう進めていくのかというのは検討していきますということで、組合員の皆様方にはそういう説

明しているかと思います。なので、私もそこは重要な部分だと思いますし、でもやっぱり手を挙げる人が当然必要ですよ。なんぼやれ、やれって言っても、やっぱりやるのはその人方なんですから、その人方がやってもらわないとどうにもならない話なので。農協としては大切だと思っています。

斎賀委員長

他に、ありませんか。

(「ありません」の声あり。)

はい。ないようですので、幌延町農協が今年総会で可決しましたJA幌延町地域農業振興計画については、これで閉じたいと思います。

今後、また更に農協さんと議会でいろいろ、幌延町農業の発展の為にいろいろと意見交換をして、またお話をさせていただけたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。それでは参事さん、ありがとうございました。

休憩します。

(11時30分 休憩)

(13時00分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

調査事項、午後から町のほうの幌延町農業振興計画についての説明をいただきたいと思えます。

新野農政係長

本日、資料のほうを2つ用意してございます。

一つ目はですね、クリップ止めで農業振興地域制度という、カラー刷りの部分と、これから視察に行かれます八雲町の農業振興地域整備計画書と本町の農業振興地域整備計画書、見比べていただくような形で付けてございます。それと後ほどになるんですかね、基本構想のほうも同じような資料の用意の仕方しておりますので、よろしくお願いします。

まず農振計画の説明なんですけど、ホチキス止めで、カラーで4枚ほどになっている資料あるかと思います。こちらのほうですね、制度の説明ですとか、そのようなものをまとめたのでご説明したいなと思います。

農業振興地域制度なんですけども、その目的は1番に書かれているとおり、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進することを目的とするとなっております。この農振制度の構成につきましては、2番なんですけども、農業水産大臣が農用地の確保に関する基本指針というのを定めております。これに基づいて、都道府県知事がこの基本指針に基づいて基本方針というのを定めております。この基本方針の中で、農業振興地域を指定しております。この指定を受けた市町村については、農業振興地域整備計画書を定めるといようなことになってございます。

幌延町におきましては、昭和46年9月27日に農業振興地域の指定を受けております。翌年ですね、昭和47年の5月17日に農業振興地域整備計画書のほうを策定しております。幌延町についてはですね、3番ですね、農業振興地域というのはどういうものかということで3番のほうに書いてあるんですけども、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地か

ら、長期にわたり総合的に農業を振興すべき地域と。これが知事の指定を受けて定められていると。幌延町については、サロベツの国立公園を除く全地域が農振地域に指定されているというような現状でございます。

続いて4番なんですけれども、農業振興地域整備計画ということで、概ね10年先を見据えて市町村が策定する公的な計画ということで、農振の指定を受けている市町村については、まずこの計画書は策定しているというようなことになっております。その中でもですね、農業の振興を図るべき地域を今後農業用に積極的に活用する地域、農振地域の中でもこの農用地区域として定めている部分と、それ以外にあまり農業は積極的に推進しないよという地域を設けている所もあります。本町にあっては、ほぼ全部、農振地域の中のほぼ全域が農用地区域と、農業を振興していく地域ですよということで、町のほうで計画書のほうに定めております。幌延町全体があったとしたら、そこに農振地域というものが、全域が指定されているんですけども、その中でも農業を振興する地域と。他所でいうとこれがちょっとずれていたりすると、こういったつくりになっております。

この農業振興地域整備計画なんですけど、農用地の面積ですとか農業就業人口ですとか、そういったような項目について現況と将来について見通しをたてて、概ね5年毎に調査を実施して、本来見直さなければいけないというところがございます。本町にあってはですね、平成10年から見直しを行っていないというようなことで、社会的な条件も変わってきてますので、本年度から2か年にわたって計画の変更をおこなっていきたいというところがございます。

こちらの八雲町の整備計画書と本町の計画書、目次だけでもいいんですけども少し見比べていただくとですね、項目についてはほぼ同じものが書かれております。内容についても、おそらくあまり差がないというか、その地域の実情にあわせたようなつくりになっているかなと思います。

幌延町の農振計画のほう少し説明しますと、第1から第8まで、作文になっている部分ですね、この部分を通称マスタープランというような呼び方をしております。別記以降、地番がたくさん書いてある別記の農用地利用計画というのがあるかと思うんですけど、この中で農用地区域を指定しているというような状況でございます。八雲町さんのほうの農用地利用計画、おそらくネットのほうでは載せてないでしょうけど、計画にはこれがくっついてくるというような状況ですね。

例えば農用地区域についてはですね、この農振計画自体が土地の利用の制限と、農業以外の土地の利用の制限をするための大きな目的があるということですので、農用地区域で例えば住宅を建てたいとか別な施設、農業以外の建物たてたいとかっていう場合には、林のほうでいくと植林も入ってきますね。そういった時にはこの農振からの除外と、農振農用地からの除外というような手続きが出てきます。農振計画を変更していくと、で、除外する土地っていうのが、この農用地利用計画の右側の部分に除外する土地というようなことで、この変更があった場合にはここに加わっていくというような状況です。13ページにいくと、除外する土地で、⑱番で網掛けちょっと薄くなっているかもしれないんですけど、ここが直近で除外された土地ですというようなことです。

計画自体はですね、第1では土地の利用区分の方向を定めて、アの中段くらいまでで幌延町の気候や位置、土地の条件だとかの概要を示しています。中段以降については、土地の方向性や、表には現況と目標を示しています。イでは農用地に設定する土地とそうでない土地について示しているとかですね、概ね、おそらく八雲町さんの計画も同じようなつくりで最後までいくかなと思います。

農振に係る制度の説明と計画については、どこの町村さんも決まった様式の中で、文言については地域の実情ありますので変わってくることはあるかと思いますが、計画の意味合いとしては、大きくは土地の利用の制限というような、そして農業を振興していく地域を指定しているというような計画になっております。

資料のほうには、カラー刷りのほうの後ろのほうには今回の町の農振計画の変更の調査業務ですとか、そういったことに係る説明のほうも記載しておりますので、今回ですね、今まで図面上大きくここは農振の用地と一体的にはわかるんですけど、一筆ずつがわからないというようなことですので、システムを入れて、現在一筆ずつ精査しているような状況にありますので、今後この何番地、農振に入ってるか入ってないかという、地番でここは農振の農用地ですとか、その中でも用途区分というのでも定められています。畑として使っている所と農業用施設用地としている所ですとか、用途も定められていますので、そういったものも一筆ずつ定まっていくということで考えてます。

農振については、以上です。

斎賀委員長

ありがとうございます。

今、農業振興計画について説明いただいたんですけど、それで何か質問、意見ありましたら、指名を受けて発言してください。

(一同無言)

後からまとめて、先にこっちのほうも説明していただいてもいいですか。

新野農政係長

それでは、もう1つのほうのクリップ止めの資料です。

こちらのほうはですね、農業経営基盤強化促進基本構想ということで、八雲町さんと本町の基本構想を本日用意しております。

基本構想ですね、こちらのほうは農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて、各市町村でも作られているものでございます。基本構想については、法の第6条に基づいて作成されています。その内容については、法の第5条に基づいて都道府県のほうで基本方針というのが作られております。これに則した内容となっております。

内容としましては、農業の経営の規模ですとか生産方式、経営管理の方法、経営類型ですね、類型毎の経営の指標や支援策っていうのを、基本構想の中で定めているという中身になっております。

幌延町のほう、1番後ろのほうに、例えば、農業経営類型のほうが書いてあるんですけども、酪農Ⅰ型ですとか酪農Ⅱ型、酪農Ⅲ型っていうことで、ある程度の指標となる規模を定めております。この内容については、概ね道の基本方針の中に出てくるものと同等の内容となっております。このような基本構想中には、例えば労働時間をこれぐらいにしましょうと

か、農業所得をこれくらいにしましょうというような目標が定まっております。こちらのほうの都道府県の基本方針の計画期間が、おおよそ5年毎に見直すと。5年毎に見直して、10年度を目標にしております。市町村の基本構想については、都道府県の基本方針の計画期間のうちに定めるということになってございます。見直しに係る手続きについても、あらかじめ農業者、農業に関する団体、その他関係者の意見を反映させて、意見を聞いたうえで都道府県知事と協議して、その同意を得て基本構想というのは定まっているものでございます。

この基本構想ですね、町においては何に用いられているかということ、制度としましては1つ認定農業者制度というのがございます。こちらのほうは、先程示した営農類型ですとか、基本構想に定める指標を達成するための改善計画というのを、農業経営改善計画というのをそれぞれ本町の酪農家の方、立てていただいて、市町村で認定しているところです。改善計画のほうを認定されると、認定農業者といわれるものになるんですけども、この認定農業者になるといくつかのメリットというか、政策的なメリットがまず生まれてくると。

で、こちらのカラー刷りのほうですね、先ほど経営基盤強化法の体系ということで都道府県知事の基本方針があって、その下に市町村の基本構想があって、その下に関係する施策というか制度が連なっているわけですけども、①番のほうは、経営改善計画の認定ということで認定農業者制度。こちら、認定農業者になると、2枚めくっていただいて、横書きの表出てくるんですけども、例えば融資でいくと農業経営基盤強化資金、通称L資金と呼ばれる、スーパーLと言われる資金ですね。低利で長期な、前向きの資金ですけど、こちらのほうが認定農業者は借りられるというような制度になっております。それから、1番下でいきますと、農業者年金に係る優遇措置もあると。認定農業者制度というのは、幌延町の酪農家の方は皆さん認定農業者になっておられますので、こういった制度を活用できるというようなものになっております。

また1枚目のほうに戻っていただいて、②としている所なんですけど、こちらのほうは青年等就農計画ですね。新規就農を目指す方が5年間の計画を立てて、これが認められると認定新規就農者、というようなものになってございます。この認定新規就農者になると、ご存知かと思うんですけども有利な資金をですね、例えば青年等就農資金、無利子の資金ですけども、こういったものが借りられるとか、農業次世代人材投資事業で国のほうの給付金があたるとかですね、こういった優遇措置が受けられると。

それから③番でいきますと、利用権の設定等促進事業と書いているんですけども、土地の賃借や所有権移転をやる時に、農用地利用集積計画というもので権利を定めて土地を動かすんですけども、この認定農業者になっていると集積計画で土地の売買や貸し借りが出来るというようなことです。同じようにですね、農地法の第3条で行う所有権の設定等ありますけども、この農業経営基盤強化法の中で貸し借りをすると、まず手続きが簡素になるというようなこともありますし、必ず5年間で計画通りに、契約通りに土地が返ってくるとか、そういった貸し借りの部分でも、土地の貸し借りの部分でも制度としてあると。

1番右側、④番ですけども、農地中間管理機構の特例事業ということで、こちらのほうも本町では2件ほどこれまで利用があります。北海道農業公社の農地保有合理化事業というのが中間管理機構の特例事業にあたるんですけども、中間管理機構が、例えば経営縮小ですとか、離農された方からいったん買い上げて、土地を借りたいという人に何年かで貸して、最

後は買い取りしていただくというような制度ですけども、こういったものも活用できると、そのようなことを書いているのが、この農業経営基盤強化促進基本構想ということです。

こちらも、おそらく目次から見比べていただくと、同じような内容が八雲町さんのほうにも書かれているかなと思います。ただ、現況ですとか目標値っていうのは若干異なることもあるかなと思います。当然、八雲町さんの場合ですと酪農以外の部分もあろうかと思いますが、その目標値というのも設定されているかなと思います。本町とはちょっと異なっているかと。あとは土地利用に関する手続きだとか、そういったものも書かれているというふうに思います。

一応、基本構想については、このような説明したいなと思うんですけども、よろしいですか。

斎賀委員長

ありがとうございました。

今、農業振興地域制度のほうと、それから農業経営基盤強化促進法の2つの説明を、八雲町の分と幌延町の分で紹介していただきました。

委員の皆さんで何か、質問、意見がありましたら、指名を受けてから発言してください。

植村委員

今農業の振興計画のこと、それから基盤強化基本構想の方、2つご説明いただきました。最初のほうのやつは、これは農地として認定して、農業外の利用を出来ないようにするのが、主な目的なんだろうなというふうに思います。これが作られたのが、もうかなり昔だということで、現在の数値は、今これから集積をして、実際に農用地として利用されている面積、幌延町の出る面積が出てくるんだろうなというふうに思います。そういう面では、国の農業政策に基づいた町々の、自治体の事情をきちっと出すというのが大きな目的なんだろうなというふうに、私は思って聞きました。

ただ、その後の農業経営基盤強化促進基本構想という、これがやっぱり町の農業を今後どうしていくんだという部分の指標になるのかなという気がしています。

午前中に、農協さんが今年の春に作成した、農業の振興計画というのを説明いただきまして、聞かせていただきましたけども、まさにそれにきちっと、もうちょっと将来的に見まわして、幌延の農業全体をどういうふうな形で今後持っていくんだというものが、思いが入ったのが、当然基本的なものというのは変わっていかないと思うんですけども、そういうものも作っていくのが後者のほうの説明の基本構想かなというふうに思っております。

ただ現状、農協さんの説明もそうだし、私たちの認識もそうなんですけども、だんだんと農業者が減っていくのにあわせて、やはり余された農地がなかなか残った農家で管理出来なくなっている、というのが現状かなというふうに捉えています。1番やっぱり心配するのは、農地が荒廃していくというのが1番私たちの心配しているところだと思いますので、そこをいかに活性化して、農業者が喜んで、率先して農業を営んでいくかというための構想を作っていきたいなというふうに考えています。

ところで1つ、八雲さんとのこの構想のところ、基本構想の中で違う点というか、今説明の中で抜けていた集積計画という部分があるんですけども、それらに関してはやっぱり、

なかなか今のうちの町の状況の中では、基本的なものは出せないというのが現状なんじゃないか。

新野農政係長

農用地利用集積計画ですけども、本町の場合でいきますと、離農されたりしたときには農業委員会の斡旋等と、それから相対でもありますけども、相手方が決まった時にこの集積計画というのを作成してですね、農業委員会の意見をもらって、町長が告示するような内容になっています。

元々貸し借りの話のない土地について、現況使っているけども、もしかしたら将来辞めるんじゃないかということ、辞めた時にこの計画で定められないのかというようなことかなと思うんですけども、何年か先のものについてこの計画に定めてですね、土地を動かすというようなことにはならないですね。もし委員の仰るとおり将来的な土地の利用に、それぞれの個々の利用について考えるのであれば、今でいきますと人・農地プランというのが、中間管理機構ができてから、人・農地プランというのを各集落で取り纏めているところですけども、そういったところに謳うとかということになろうかなと思います。それはあくまでも集落として作るような形になってますので、ちょっと市町村のほうでは応援するというような形にしかならないというのが、現状ではあります。

植村委員

話はそのとおりだと思うんですけども、なかなか現状ではそのとおり進まないのが実態かなど。というのは、今離農しても、離農跡地を引き取る個人農家が少なくなってきたという形が見えてきているんですよ。そういうことであれば、先ほどちらっと言った、公社になるのか何ていうのか、そういった事業主体を作って、そういうところが土地をいったん買い取って、そして新規に就農する人に引き渡していくという、そういった構想っていうんですか、そういったこともこれからは必要になってくるんでないのかなという気がして私はいます。実態を考えていくと、なかなか既存の農家で、条件の良い所は、当然すぐ買い手はつくんだと思いますけども、ちょっと条件の悪い所は本当に原野になっていくという状況が、最近目に付くような状態になってきているということ考えると、そういった機構も必要なのかなというふうな気がしてるんですけども、そこらへんの、そういった考えというのはこれから活かされていく可能性はあるんでしょうか。

新野農政係長

今、農業公社のお話も出たんですけども、新規就農者に経営を移していくといったときには農業公社の、先ほど言った農地保有合理化事業ですね、中間管理機構の事業の特例事業、これを活用していく形にはなろうかと思えます。ただ、やはり植村委員がご心配されているとおり、マッチングのタイミングと申しますか、辞めました、ちょうど良いタイミングで就農者がいて、事業を使おうかと。これはすごく使いやすく、制度の中で移していける、経営を移譲していけるということになろうと思うんですけども、やはり辞めた段階、離農が発生したときに新たにその土地を買って、施設を買って就農したいという人が、奇跡的なタイミングでないと入れないというのが現状です。やはり、一時的に土地や建物を保有してでも、こういうふうにしていくような仕組みというのは、これから検討していく必要があるのかなというふうには、担当のほうでは考えてます。

やっぱり、1度牛もいなくなったような施設というのは、なかなか補修もかかってきますので、辞めた時点で当然幹旋会を開いて農地移したりすると、本地の周りにある土地なくなってしまったとかってということにもなりますので、やはり一時的に保有するっていうのが、なかなか中間管理機構とか言葉はあるんですけども、実情としてはもう話が決まっている同士で動くような形になりますので、本当に現実的に運用していけるような、受け皿になるような組織というのが現状ないと。そういった仕組みづくりは将来的にはあったほうがいい。新規就農受け入れられるんだろうなというのは、考えております。

植村委員

なぜそういう話をするかという、やっぱり地主にしたら1円でも高く手放したいという思いは、当然これはあると思います。個人資産ですから。買うほうにしたら、出来るだけ資金をかけないで、投資をしないで資産を手に入れたいという思いがあるんで、なかなか、今回も何か夫婦で入りたいという意向があったにもかかわらず、なかなか成立しなかったりというのはそういうところなのかなという気がするんですけども、そこはやっぱりワンクッションおいて、そういった団体が1回取得をして、条件の良い方法で、例えばリース方式だとか、そういった方式でもあると思いますし、そういった方法で、新規就農者が就農しやすいような、他の町でやってないこともやるぐらいの気持ちでやっていかないと、なかなかこれから更に新規就農を募っても、今の時代いないのかなという気がしているので、謳い文句だけでないようにするんであれば、そういうことも、これは法人化にも繋がっていくと思いますしね、そういったことを目指して、できるだけ具体的に、目新しい構想で取り組んで、これから作る構想がね、いってもらいたいなという思いが、強く持っているんですよ。

ところでね、農用地という部分には必ず既存の宅地がつくんですけども、これらというのは今の構想のこの中では、宅地の部分というのは全く除外されて考えられているんでしょうか。

新野農政係長

現状ですね、宅地の部分は農振から外れている部分はありますね。今の地図情報の中でも農振にかかってない宅地、だいたいのは宅地の部分がかかっておりません。ですが、今後新たに住宅を建てていく、後継者住宅を建てていくというようなことはですね、既に農振の計画の中に、こういった場合は農振除外して、外していいですよというような書き方をしております。やはり農振は土地利用を制限するという事で、非常に厳しい要件がかかっております。通称5要件という、5つの要件あるんですけど、例えば代替えするような土地がないとか、それら一切を確認したうえで除外相当となりますので。まあ、農家子弟の住宅については、今後担い手の確保ということで振興していきましょうというようなことで、第6の農業を担うべき者の育成確保施設の整備計画ということで、こちらのほうに住宅の部分が入る形になっております。

植村委員

当然そういう形になってること、私も承知で聞いたんですけど、別な考え方すれば、うちらは酪農地帯ということで牛舎なり、そういう畜舎を管理するための監視舎という考え方になると、これは施設の一部と見なされるはずなんですよ。ただそのへんがどういうふうに、

やっぱりそれはあくまでも個人が生活を営む場所ですから、宅地ということになるのか、そこらへんの解釈はどうなんでしょうね。

新野農政係長

これまでの案件でいきますと、当然、測量かけて分筆、その住宅の部分、分筆していただいて登記しますよね。登記の時に、宅地っていう形にはなろうかと思えます。あとは農地に住宅が建つというときについては、農振の変更後にあわせて農地法の第4条なり第5条という、農地転用の部分も出てきます。もしそこは現況農地じゃないとしたときは、農地法、今度関係ありませんので、農振法の第15条の開発行為の許可をとってもらって、それが許可おりてから着工していただくというような形で、基本的には宅地に登記していただくという形になろうかなと思えます。

西澤委員

農振計画の中では、農地用が全て草地っていうような書き方になっています。新規就農者の話も出ましたけど、担い手センターの総会に出席したときに、実は畑作をやりたいという人で、そこは畑作だったので合いませんということで、2件ぐらいでしたっけ、畑作希望の人が2件ぐらい確か。というようなところもあったりして、この計画というのは10年先を見据えるみたいなのところの文言もありまして、幌延町として基幹は酪農なので、そこは変わらないと思うんですけども、そういった気候の変動とか土地、土を入れ替えると畑作も出来ますよ、みたいな話もちらっと聞いてはいるんですけど、そういうようなことに対応する農振計画みたいな感じには、今考えてないんでしょうか。

新野農政係長

農振計画のマスタープランの中で、草地であったり、畑の部分振興するかしないかっていうような内容に、書くか書かないかっていうことだと思うんですけど、ちょっとまだ検討していない状況です。ただ、土地利用の方向性でいきますと、畑も草地も農地ということになりますので、農用地の区分としては農地、採草、放牧地、今現在採草に使っている所はもう農地という括りになっております。それ以外に混牧林地ですとか農業用施設用地という用途の区分がありますので、当然畑でやりたいと、気候も出来るとなった時にですね、農地取得していただければ農地として使って、当然畑としても使っていただけますし、草地としても使っていただけます。それは分けて、何か何町か、何haって分けて書くようなことはないかなと思えます。

富樫委員

午前中JA幌延の農振計画で話が出たんですけども、今後5年後に経営を中止したいのが7戸、希望あるんだっていうんだけど、今年の春の農協の総会の時に組合員から組合長に、何戸辞めるのか農協は掴んでいるのかと、いや実はなかなか、あんた何時辞めるのかって、そういうことなかなか聞けないものだから掴んではおりません、という答弁をしてたんだけど、実際に、俺、参事に申し込んであるんだよなっていう言い方する人が現実にいるんだよね。そういうのは担い手センターで申し込んでもらうような方法、役場が中心になってもらえれば1番良いのかなっていう気がするんだけど、そういう方法がとれないものなのか。そして、これも相手、新規就農の相手、譲る相手もいるんだけど、マッチングもね。辞めるっていう人ある程度はつきりわかっていて、それでマッチングできるような、時間をとれるよ

うな方法を担い手センターで出来ないもんだらうかなと。ある程度、希望を先に、辞めたいっていう方おられるんだったら、希望をとるといような方法。

新野農政係長

ただいまの富樫議員のお話なんですけども、希望をとる、とらないのことでですね。さきに農協さんで聞いてたように、今まではやはり何時辞めるんですかっていうのは聞きづらいつていような、確かに状況と言うんですかね、風潮はありましたけども、やはり積極的にやっている所はそういった、何年後には誰々が辞めるというようなことを把握していつてるとい所はございますね。担い手センターで出来ないのかということなんですけど、多くは農業委員会でそういったものを把握、当然土地がついてきますので、土地の利用なんていうのも出てきますので、農業委員会で積極的にやられている。若しくは担い手センターにも農業委員会入って、当然フェアですとかそういったものに来て、農業委員会の会長さんが一緒に来て、新規就農、うちに来いよみたいなことをやっている市町村も見受けられますね。

いや、必要だと思いますね。これからの、その把握というのが。なんとなく年齢だけはじいてみて、あそこはそろそろだよなということではか掴んでいないところなんですけど、お互いやった中で把握すると。当然、農協さんは組合員の話になるわけですから、農協さんも把握していてもよろしいのかなというの、ちょっと思いますね。

富樫委員

豊富にしても、沼川、稚内にしても、俺いつ辞めるんだようになって、はっきりものをこの頃言うもんね。俺、65になったから辞める。そして俺、農協に頼んだんだって、それが1軒や2軒でない。やはり豊富あたりが新規就農多いつていうのは、やっぱりそこらあたりが多いのかなって、あれなのかなと。幌延はなかなか声にあげる人はいないんだけど。辞める、辞めるとは、小さな集まりでは言うんだけど、なかなか公的な部分、組合長だとか役場に来て、俺何年ぐらいに辞めたいんだけど、何とかならないかぐらいの相談受けていれば、なかなかマッチング、必ずしも入れるってものではないんだけど、そういう段取りがまた、役場も農協もつけやすいというのあるから。だからある程度、やっぱりこれ農協が先なんだろうかな。

植村委員

関連してなんですけど、今の富樫委員のお話というのはまったくそのとおりで、何年も前から隣の町あたりはそういった、いつまで営農して、いつ辞めるんだということきちん報告して、そして新規就農者をその間に育成して、そこにおさめているという実態があるんですよ。なかなかそれが、うちの町ではさっき言ったように、今現在営農やっているのに、いつ辞めるんだって言えないからということで見過ごしてきたというのが実態なんで、これからは農協にしても町にしても、そういうものをきちんと把握しながら、新規就農を入れる気があるのかなのかということまで、やっぱりきちんと本人の意思を確認しながらやっていかないと、なかなか農業の継承はしていけないのかなという気がしてますね。

なおかつ入るための、うちの町で今掲げている施策が不十分だということではありませんけども、かなりの良い条件で新規就農を迎える条例等々も最近作ってやっってますけども、それだけでなくもっと充実したものを、他の町から見て、幌延さん大丈夫か、そんなことやってつていうぐらいの施策を打ち出すぐらいでない、なかなか新規就農者つていうのは

この道北地帯に入ってくるということの難しさっていうのを、見てると感じますね。観光地だとか十勝だっていう、ああいうところには結構、それなりの新規就農者がいるみたいなんですけども、やはりこういった地帯というのは何かそういった施策で魅力を出さないと、なかなか難しいのかなという気がしています。

是非とも、これから作る構想も含めて、農協ときちんとコンタクトをとりながら、振興策を打ち出して欲しいなというふうに思っているんですよ。

富樫委員

今回ね、問寒別地区で新規就農、破談になったっていうんだけど、あの物件は決して悪い物件ではないし、前向きに町でも宣伝していったほうが良いような気がするんですよ。

新野農政係長

今のお話ですけども、これからも新規就農フェア等々、イベントには参加、担い手センターで参加しておりますので、物件ある時には写真撮って、こういうのがありますよということで、当然持って、宣伝にはいきたいなと思っております。

斎賀委員長

他に委員、ありませんか。

それではないようですので、これで行政のほうの農業基本計画と農業振興法について説明いただきました。

午前中に農協、昼から行政のほうということで、ありがとうございました。

その他、ありますか。

(「ありません」の声あり)

以上もちまして、第9回のまちづくり常任委員会を終了します。

どうもご苦労様でした。

(14時30分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来